

会 見 日 2025/09/30

被災者生活再建支援法の適用（令和 7 年台風第15号）



令和 7 年台風第15号による災害について、被災者生活再建支援法に基づき、下記の区域について同法を適用します。

対象区域において、住宅が全壊、大規模半壊及び中規模半壊した世帯等については、今後、申請により、公益財団法人都道府県センターから、住家の被害程度や再建方法に応じて支援金が支給されます。

1 対象区域及び住家被害の状況

対象区域	災害発生日	全壊世帯	
		法適用要件	市被害状況(※)
牧之原市 (まきのはらし)	9 月 5 日	10以上	35

※9月22日現在（内閣府事前調整完了時点）の被害棟数

2 該当条項

被災者生活再建支援法施行令第 1 条 2 号
(10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生)

3 法適用日

令和 7 年 9 月 5 日

<参考>

○被災者生活再建支制度は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給する制度

○支援金の支給額

以下の 1、2 の合計額（最大300万円／世帯）

- 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
(最大100万円／世帯)
- 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
(最大200万円／世帯)

担当 ： 危機管理部 危機政策課

連絡先 ： 危機報道官 TEL 054-221-2316